官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八八）　一
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）　九
〔その他告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三一八）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告　四二

省令

○厚生労働省令第八十八号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（検疫前の通報事項） **第一条の二**　法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。ただし、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）が、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、第六号から第八号までに掲げる事項の全部又は一部を通報することを要しない。 一～八　（略）	（検疫前の通報事項） **第一条の二**　法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。ただし、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）が、国内における国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、第六号から第八号までに掲げる事項の全部又は一部を通報することを要しない。 一～八　（略）